

第25回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本方針

第25回全国障害者スポーツ大会における競技役員、競技補助員（以下「競技役員等」という。）は、円滑な競技運営と障害者スポーツの振興及び障害者の社会参加の推進に寄与することを目的として、次により計画的に養成する。

1 競技役員等の定義

- (1) 競技役員は、競技運営や審判、競技記録等の業務に携わる者をいう。
- (2) 競技補助員は、競技役員の補助に携わる者をいう。

2 基本方針

- (1) 競技役員等については、競技運営主管団体と連携のうえ、できる限り県内有資格者により必要人数を確保することを目標として養成する。
- (2) 円滑な競技運営を図るため、各競技役員の負担軽減を考慮し、1人1競技を原則として養成する。
- (3) 県、会場地市町村及び競技運営主管団体の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら養成する。
- (4) 資格が必要な競技役員については、資格取得及び資質の向上が重要となることから、年次別の養成人数を計画して養成する。
- (5) 資格が不要ない競技役員等については、障害者スポーツの振興及び障害者の社会参加の推進に寄与するため、県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、県内において幅広く確保できるよう養成する。

3 養成計画

競技役員は、中央講習会等派遣や県内講習会等において養成し、競技補助員は、県内講習会等において養成する。

【養成スケジュール】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
競技役員				編成計画策定	役員編成	リハ－サル大会 → 本大会
	養成（講習会開催、審判実務参加、大会視察等）					
競技補助員				編成計画策定	補助員編成	リハ－サル大会 → 本大会
	養成（講習会開催、現地研修等）					